

利用料金について

2024.4～

《基本サービス費》、《加算項目》を足した金額と《減算項目》を引いた金額が介護保険※の利用料金となっております。

※食費等（介護保険外）は別途記載

◇ 要介護者の利用料金

《基本サービス費》

※ 1単位：10,68円

介護度	要介護度 1			要介護度 2			要介護度 3			要介護度 4			要介護度 5		
料金	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
7時間以上8時間未満	703 円	1,405 円	2,108 円	830 円	1,660 円	2,490 円	961 円	1,922 円	2,884 円	1,093 円	2,185 円	3,278 円	1,226 円	2,452 円	3,678 円
6時間以上7時間未満	624 円	1,248 円	1,871 円	736 円	1,472 円	2,198 円	850 円	1,700 円	2,550 円	962 円	1,923 円	2,887 円	1,077 円	2,153 円	3,230 円
5時間以上6時間未満	609 円	1,218 円	1,826 円	719 円	1,438 円	2,156 円	830 円	1,660 円	2,490 円	940 円	1,880 円	2,820 円	1,051 円	2,102 円	3,153 円

《加算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
入浴介助加算 Ⅱ (日)	59 円	118 円	177 円	自宅にて入浴が困難で、計画を作成し入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算 Ⅰ □ (日)	81 円	162 円	244 円	主に生活機能の向上を目指して機能訓練計画を作成し、実施している場合（機能訓練員2人体制時）
個別機能訓練加算 Ⅱ (月)	22 円	43 円	64 円	主に生活機能の向上を目指して機能訓練計画を作成し、実施している場合（国と連携）
ADL等維持加算 Ⅰ (月)	32 円	64 円	96 円	ADL維持に取り組み、一定の基準を満たす場合
介護サービス提供体制加算 Ⅱ (日)	20 円	39 円	58 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ (月)	1ヶ月の総単位数に 9.2%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合

※入浴介助加算・個別機能訓練加算については、サービスを提供していない場合には加算はつきません。

《減算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
送迎減算	-51 円	-101 円	-151 円	送迎を行わない場合（片道）

利用料金について

2024.4~

《基本サービス費》、《加算項目》を足した金額が利用料金となっております。

※食費等（介護保険外）は別途記載

◇ 総合事業利用者の利用料金

《基本サービス費》 ※ 1単位：10,68円計算（芦屋市・西宮市）（東灘区は、1単位：10,54円にて下記価格より多少の減額値）

介護度	週1回程度			週2回程度		
料金	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	1,920 円	2,304 円	2,496 円	3,867 円	4,640 円	5,027 円

※月額料金となっております。

※月の途中での契約日、ショートステイの利用、月の途中での介護度の変更などの場合は日割りでの算定になります。

《加算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
介護サービス提供体制加算Ⅱ（週1回程度）	77 円	154 円	231 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合
介護サービス提供体制加算Ⅱ（週2回程度）	154 円	308 円	462 円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に 9.2%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合